

大和郡山市建設工事等の最低制限価格の算定に関する実施要領(R5.4.1~)

大和郡山市建設工事等の最低制限価格の算定に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大和郡山市が発注する建設工事及び建設工事に伴う委託業務（植栽管理委託等を含む。）について定める最低制限価格の算定方法について必要な事項を定めるものとする。

(設定範囲)

第2条 この要領に基づき最低制限価格を設定する競争入札及び随意契約は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建設工事の請負契約に係るもの
- (2) 建設コンサルタント業務の委託契約に係るもの
- (3) 測量業務の委託契約に係るもの
- (4) 地質調査業務の委託契約に係るもの
- (5) 建築設計業務の委託契約に係るもの
- (6) 補償コンサルタント業務の委託契約に係るもの
- (7) 植栽管理委託等業務の委託契約に係るもの

(算定方法)

第3条 建設工事及び建設工事に伴う委託業務の最低制限価格の算定方法は、別表に掲げるとおりとする。

附 則

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

(1)建設工事の請負契約に係るもの

算定方法は、予定価格の7.5／10～9.2／10の範囲内で次のとおりとする。

$$\alpha = \{ (\text{直接工事費の} 97\%) + (\text{共通仮設費の} 90\%) + (\text{現場管理費の} 90\%) + (\text{一般管理費の} 68\%) \} \times (110 / 100) / (\text{予定価格})$$

① $7.5 / 10 \leq \alpha \leq 9.2 / 10$ の場合は、

最低制限比較価格 = 「直接工事費の97%」 + 「共通仮設費の90%」 + 「現場管理費の90%」 + 「一般管理費の68%」（※千円未満切り捨て）

最低制限価格 = 最低制限比較価格 $\times 110 / 100$

② $7.5 / 10 > \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格＝入札書比較価格（予定価格－消費税等相当額）×7.5／10（※千円未満切り捨て）

最低制限価格＝最低制限比較価格×110／100

③ $9.2/10 < \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格＝「入札書比較価格（予定価格－消費税等相当額）」×9.2／10（※千円未満切り捨て）

最低制限価格＝最低制限比較価格×110／100

(2) 建設コンサルタント業務の委託契約に係るもの

算定方法は、予定価格の7／10～9／10の範囲内で次のとおりとする。

$$\begin{aligned} \alpha = & \{ (\text{直接人件費の額}) + (\text{直接経費の額}) + (\text{技術経費の95\%}) + (\text{諸経費の60\%}) \} \\ & \times (110/100) / (\text{予定価格}) \end{aligned}$$

ただし、設計業務等標準積算基準書（奈良県国土マネジメント部）及び設計業務等標準積算基準書一参考資料（奈良県国土マネジメント部）に基づく積算基準により積算された業務については、次のとおりとする。

$$\begin{aligned} \alpha = & \{ (\text{直接人件費の額}) + (\text{直接経費の額}) + (\text{その他原価の90\%}) + (\text{一般管理費の50\%}) \} \times (110/100) / (\text{予定価格}) \end{aligned}$$

① $7/10 \leq \alpha \leq 9/10$ の場合は、

最低制限比較価格＝「直接人件費の額」+「直接経費の額」+「技術経費の95%」+「諸経費の60%」（※千円未満切り捨て）

ただし、設計業務等標準積算基準書（奈良県国土マネジメント部）及び設計業務等標準積算基準書一参考資料（奈良県国土マネジメント部）に基づく積算基準により積算された業務については、次のとおりとする。

最低制限比較価格＝「直接人件費の額」+「直接経費の額」+「その他原価の90%」+「一般管理費の50%」（※1万円未満切り捨て）

最低制限価格＝最低制限比較価格×110／100

② $7/10 > \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格＝入札書比較価格（予定価格－消費税等相当額）×7／10（※千円未満切り捨て）

最低制限価格＝最低制限比較価格×110／100

③ $9/10 < \alpha$ の場合は、

大和郡山市建設工事等の最低制限価格の算定に関する実施要領(R5.4.1~)

最低制限比較価格＝入札書比較価格（予定価格－消費税等相当額）×9／10（※千円未満切り捨て）

最低制限価格＝最低制限比較価格×110／100

(3)測量業務の委託契約に係るもの

算定方法は、予定価格の7／10～9／10の範囲内で次のとおりとする。

$$\alpha = (\{(\text{直接測量費の額}) + (\text{測量調査費の額}) + (\text{諸経費の}60\%) \} \times (110/100)) / (\text{予定価格})$$

① $7/10 \leq \alpha \leq 9/10$ の場合は、

最低制限比較価格＝「直接測量費の額」+「測量調査費の額」+「諸経費の60%」（※千円未満切り捨て）

最低制限価格＝最低制限比較価格×110／100

② $7/10 > \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格＝入札書比較価格（予定価格－消費税等相当額）×7／10（※千円未満切り捨て）

最低制限価格＝最低制限比較価格×110／100

③ $9/10 < \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格＝入札書比較価格（予定価格－消費税等相当額）×9／10（※千円未満切り捨て）

最低制限価格＝最低制限比較価格×110／100

(4)地質調査業務の委託契約に係るもの

算定方法は、予定価格の7／10～9／10の範囲内で次のとおりとする。

$$\alpha = (\{(\text{直接調査費の額}) + (\text{間接調査費の}90\%) + (\text{解析等調査業務の}80\%) + (\text{諸経費の}50\%) \} \times (110/100)) / (\text{予定価格})$$

① $7/10 \leq \alpha \leq 9/10$ の場合は、

最低制限比較価格＝「直接調査費の額」+「間接調査費の90%」+「解析等調査業務の80%」+「諸経費の50%」（※千円未満切り捨て）

最低制限価格＝最低制限比較価格×110／100

② $7/10 > \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格＝入札書比較価格（予定価格－消費税等相当額）×7／10（※千円未満切り捨て）

最低制限価格=最低制限比較価格×110／100

③ $9/10 < \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格=入札書比較価格（予定価格－消費税等相当額）×9／10（※千円未満切り捨て）

最低制限価格=最低制限比較価格×110／100

(5)建築設計業務の委託契約に係るもの

算定方法は、予定価格の7／10～9／10の範囲内で次のとおりとする。

$$\alpha = (\{(\text{直接人件費の額}) + (\text{特別経費の額}) + (\text{技術料等経費の額}) + (\text{諸経費の}60\%) \} \times (110/100)) / (\text{予定価格})$$

① $7/10 \leq \alpha \leq 9/10$ の場合は、

最低制限比較価格=「直接人件費の額」+「特別経費の額」+「技術料等経費の額」+「諸経費の60%」（※千円未満切り捨て）

最低制限価格=最低制限比較価格×110／100

② $7/10 > \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格=入札書比較価格（予定価格－消費税等相当額）×7／10（※千円未満切り捨て）

最低制限価格=最低制限比較価格×110／100

③ $9/10 < \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格=入札書比較価格（予定価格－消費税等相当額）×9／10（※千円未満切り捨て）

最低制限価格=最低制限比較価格×110／100

(6)補償コンサルタント業務の委託契約

算定方法は、予定価格の7／10～9／10の範囲内で次のとおりとする。

$$\alpha = \{(\text{直接人件費の額}) + (\text{直接経費の額}) + (\text{その他原価の}90\%) + (\text{一般管理費等の}50\%) \} \times (110/100) / (\text{予定価格})$$

① $7/10 \leq \alpha \leq 9/10$ の場合は、

最低制限比較価格=「直接人件費の額」+「直接経費の額」+「その他原価の90%」+「一般管理費等の50%」（※千円未満切り捨て）

最低制限価格=最低制限比較価格×110／100

② $7/10 > \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格＝入札書比較価格（予定価格－消費税等相当額）×7／10（※千円未満切り捨て）

最低制限価格＝最低制限比較価格×110／100

③ $9/10 < \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格＝入札書比較価格（予定価格－消費税等相当額）×9／10（※千円未満切り捨て）

最低制限価格＝最低制限比較価格×110／100

(7) 植栽等維持管理業務の委託契約

算定方法は、予定価格の7.5／10～9.2／10の範囲内で次のとおりとする。

$$\alpha = \{ (\text{直接工事費の} 97\%) + (\text{共通仮設費の} 90\%) + (\text{現場管理費の} 90\%) + (\text{一般管理費の} 68\%) \} \times (110/100) / (\text{予定価格})$$

① $7.5/10 \leq \alpha \leq 9.2/10$ の場合は、

最低制限比較価格＝「直接工事費の97%」+「共通仮設費の90%」+「現場管理費の90%」+「一般管理費の68%」（※千円未満切り捨て）

最低制限価格＝最低制限比較価格×110／100

② $7.5/10 > \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格＝入札書比較価格（予定価格－消費税等相当額）×7.5／10（※千円未満切り捨て）

最低制限価格＝最低制限比較価格×110／100

③ $9.2/10 < \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格＝「入札書比較価格（予定価格－消費税等相当額）」×9.2／10（※千円未満切り捨て）

最低制限価格＝最低制限比較価格×110／100